

別添

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における  
議論の整理(中間とりまとめ)に関する参考資料

# 資料A 「社会教育行政の再構築」に関する参考資料

## 地方公共団体における社会教育費の推移

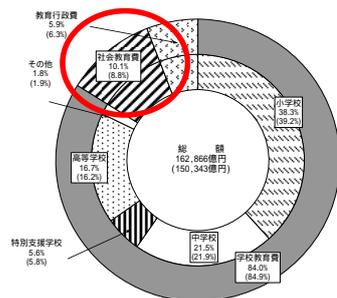
地方教育費の中で社会教育費が占める割合は約10%。  
地方教育費の総額はゆるやかな減少傾向にある。

(単位：億円)

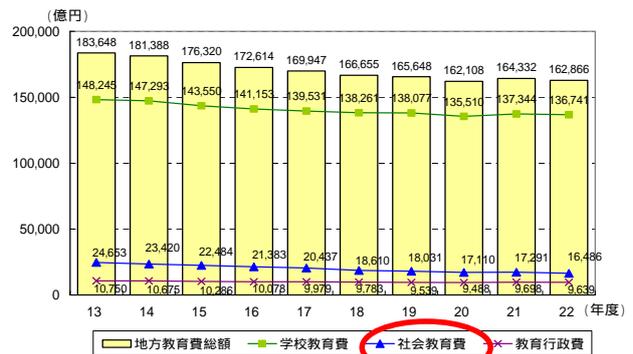
| 区分   | 総額                   |              |                  | 学校教育費                |              |                | 社会教育費              |              |               | 教育行政費            |              |              |
|------|----------------------|--------------|------------------|----------------------|--------------|----------------|--------------------|--------------|---------------|------------------|--------------|--------------|
|      | 額                    | 伸び率          | 構成比              | 額                    | 伸び率          | 構成比            | 額                  | 伸び率          | 構成比           | 額                | 伸び率          | 構成比          |
|      | (億円)                 | (%)          | (%)              | (億円)                 | (%)          | (%)            | (億円)               | (%)          | (%)           | (億円)             | (%)          | (%)          |
| 平成   |                      |              |                  |                      |              |                |                    |              |               |                  |              |              |
| 21年度 | 164,332<br>(150,625) | 1.4<br>(1.7) | 100.0<br>(100.0) | 137,344<br>(127,473) | 1.4<br>(1.3) | 83.6<br>(84.6) | 17,291<br>(13,611) | 1.1<br>(4.8) | 10.5<br>(9.0) | 9,698<br>(9,542) | 2.2<br>(2.2) | 5.9<br>(6.3) |
| 22年度 | 162,866<br>(150,343) | 0.9<br>(0.2) | 100.0<br>(100.0) | 136,741<br>(127,677) | 0.4<br>(0.2) | 84.0<br>(84.9) | 16,486<br>(13,165) | 4.7<br>(3.3) | 10.1<br>(8.8) | 9,639<br>(9,501) | 0.6<br>(0.4) | 5.9<br>(6.3) |

(注) 1 地方教育費総額とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校等の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。  
2 ( )内は、債務償還費を控除した数値である。  
3 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計とは一致しない場合がある。(以下の各表において同じ。)

教育分野別教育費の構成比



推移



(出典) 地方教育費調査

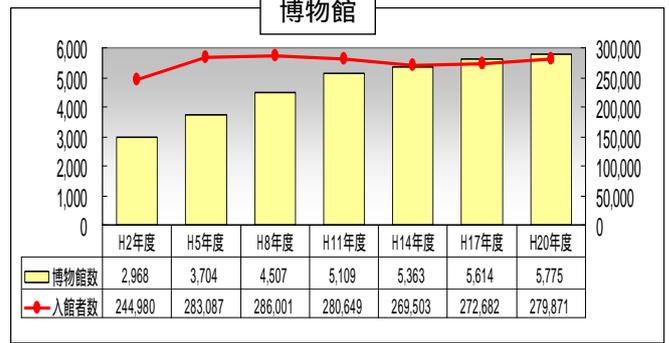
# 主な社会教育施設の施設数と利用状況

公民館



類似施設含まない

博物館



類似施設含む

図書館



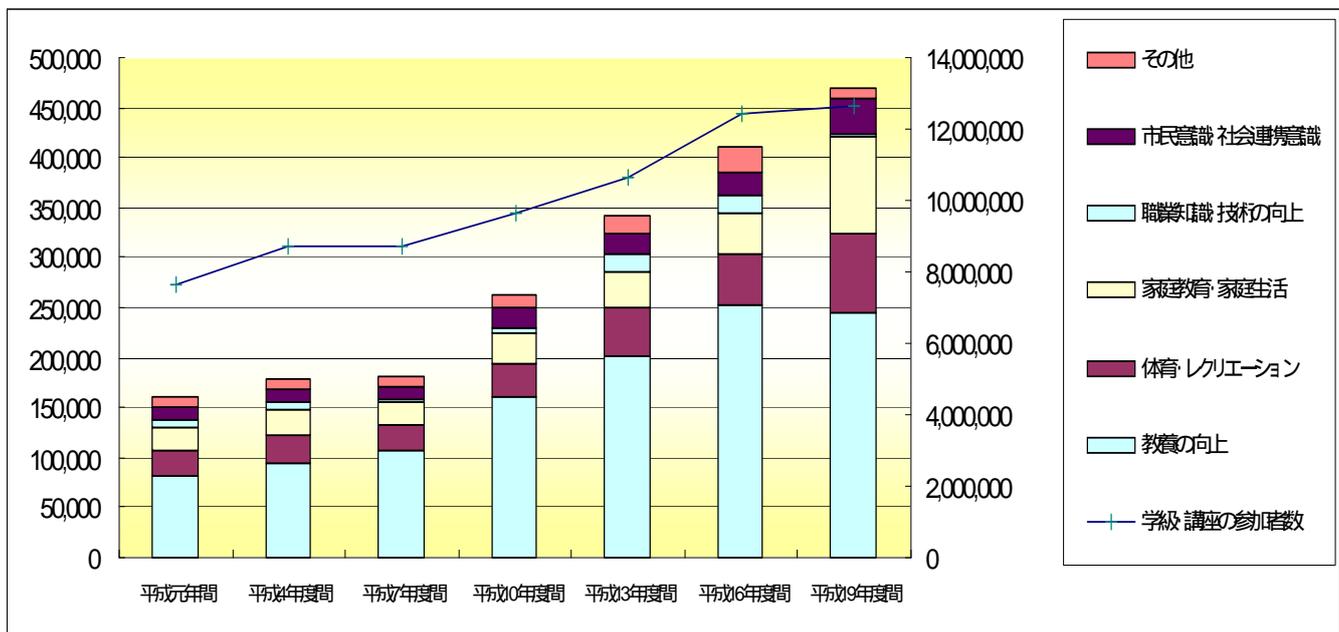
H20は同種施設含む

(注)施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、帯出者数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。

(資料)文部科学省「社会教育調査報告書」

## 公民館における講座の分野別内訳

学級講座数は年々増加し、平成19年度間には、約45万講座が開催されている。このうち「教養の向上」に関する講座は、約23万4千講座(52.1%)開催されている。また、「家庭教育・家庭生活」に関する講座は、前回の調査から約2.4倍増加している。



(出典)社会教育調査

# 社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

## 社会教育主事制度

### 1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員(社会教育法第9条の2第1項)。  
主な職務内容として、地域の社会教育の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

### 2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

## 司書制度

### 1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員(図書館法第4条第1項)。  
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事することなどが挙げられる。

### 2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

## 学芸員制度

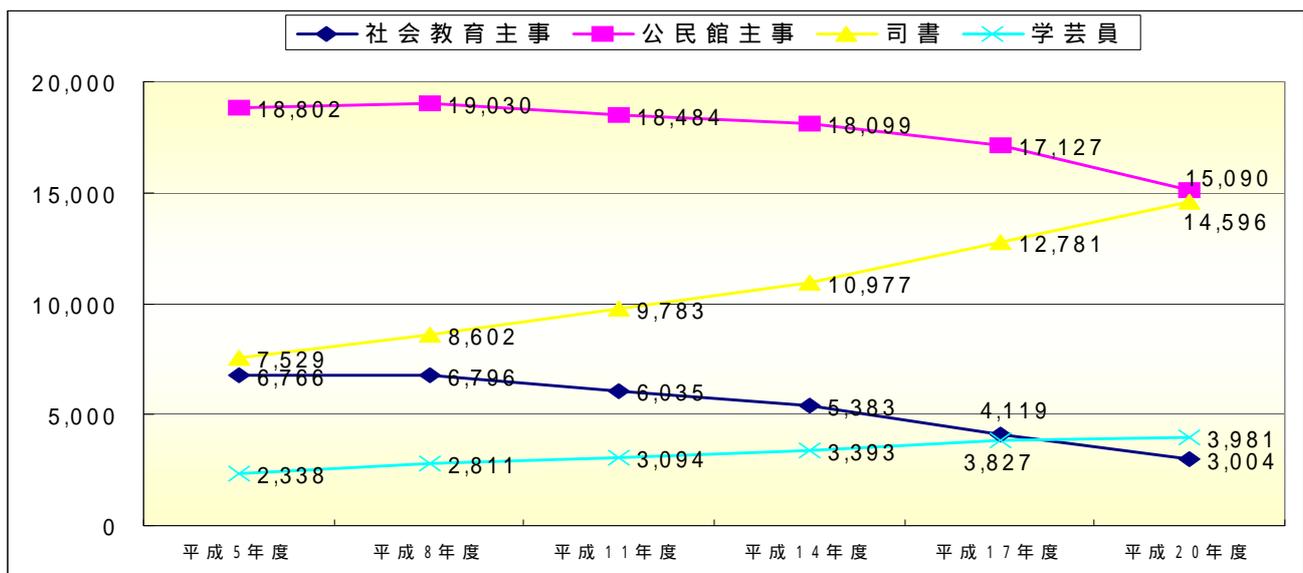
### 1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員(博物館法第4条第3項)。  
主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

### 2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

## 社会教育専門職員の人数の推移



(人)

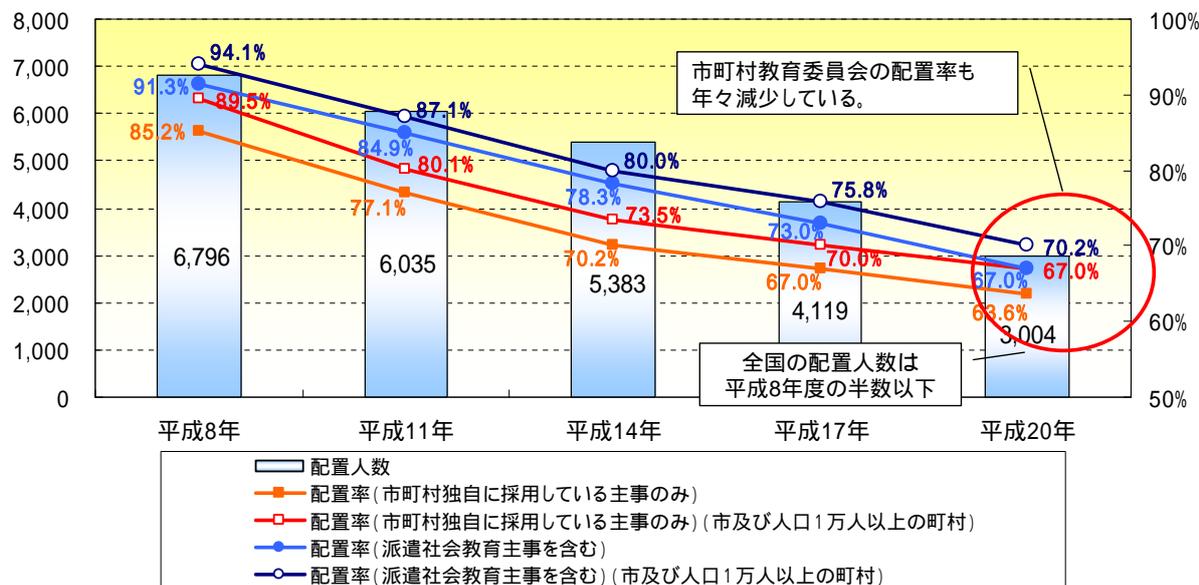
| 区分     | 平成5年度  | 平成8年度  | 平成11年度 | 平成14年度 | 平成17年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 社会教育主事 | 6,766  | 6,796  | 6,035  | 5,383  | 4,119  | 3,004  |
| 公民館主事  | 18,802 | 19,030 | 18,484 | 18,099 | 17,127 | 15,420 |
| 司書     | 7,529  | 8,602  | 9,783  | 10,977 | 12,781 | 14,596 |
| 学芸員    | 2,338  | 2,811  | 3,094  | 3,393  | 3,827  | 3,990  |

(出典)社会教育調査

# 社会教育主事の人数及び配置率の推移

## 市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

## 社会教育主事講習の内容

社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

| 科目     | 単位数 | 主な内容   |
|--------|-----|--|
| 生涯学習概論 | 2   | 生涯学習・社会教育の意義と歴史<br>学校・家庭・社会の連携と学習システム<br>社会教育の内容・方法・形態<br>社会教育指導者としての役割、資質・能力について<br>社会教育施設の概要<br>学習情報提供と学習相談の意義 |
| 社会教育計画 | 2   | 地域社会と社会教育<br>社会教育事業計画<br>社会教育の対象の理解と組織化<br>社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価   |
| 社会教育演習 | 2   | 地域社会における諸問題の解明<br>家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権、キャリア教育・職業教育等<br>(実施機関により異なる)   |
| 社会教育特講 | 3   | 事業計画立案<br>各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定<br>年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定   |

# 社会教育主事に求められる能力及び専門性

## 【社会教育主事の職務】

社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の3)

教育委員会として、

**社会教育主事に求められる能力**は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

**特に重要と考えられている職務**としては、「事業の企画・立案・運営」である。

学習課題の把握と企画立案能力

調整者(コーディネーター)としての能力

コミュニケーション能力

幅広い視野と探究心

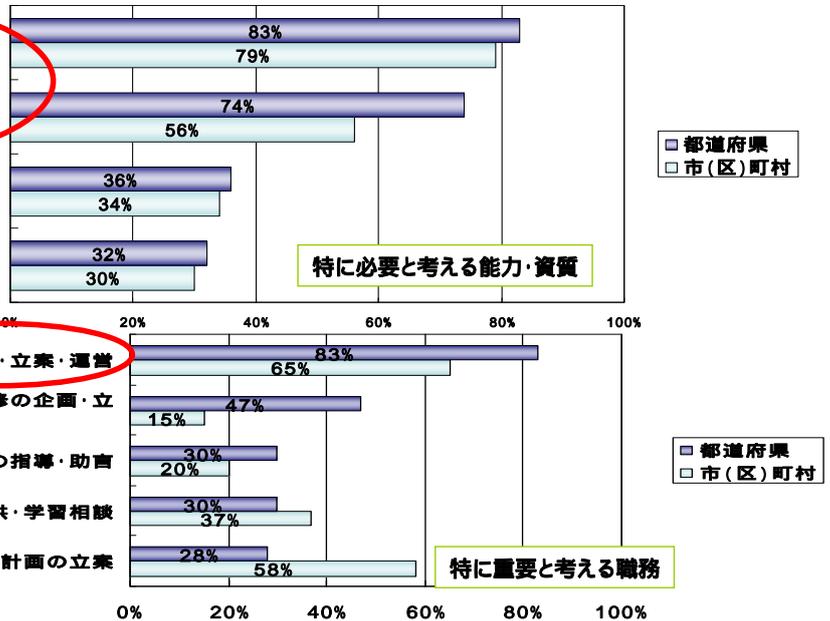
事業の企画・立案・運営

生涯学習・社会教育関係職員の研修の企画・立案・運営

関係職員への指導・助言

情報の収集・提供・学習相談

学習計画・教育計画の立案



社会教育主事に対しては、**企画立案能力、コーディネート能力**が求められる割合が高い

## 学校支援地域本部等の震災時の様子

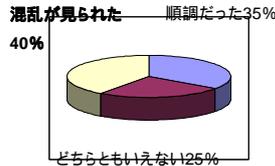
### 〈宮城県内の小中学校の校長 40名への聞き取り等調査結果〉

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

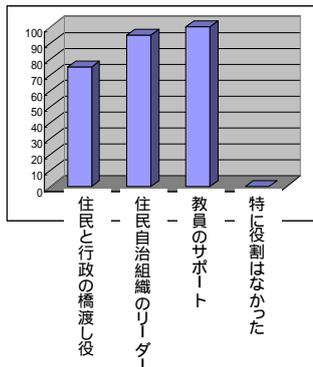
(学校支援地域本部設置20校)



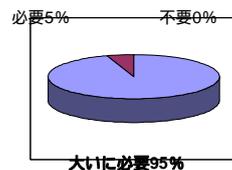
(学校支援地域本部未設置20校)



Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)

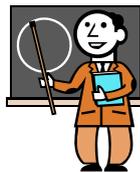


Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要なか。(学校支援地域本部設置20校)



校長、地域連携担当教員のコメントから

(地域との協働のシステムができていた学校)



コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもに配慮したルールができあがっていました。「先生は学校のことを考えてください、避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸が詰まりました。コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっていからこそその活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして、物資を奪っていく人たちが、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

コーディネーターのコメントから



学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター、PTA) 避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB) **会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。**(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)

これから求められること!

保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたいと考えています。また、子ども地震への不安がぬくえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

# 公民館が地域の課題解決を担う事例

～ 島根県松江市来待地区公民館 ～

## 実証！「地域力」醸成プログラム

- ・「人づくり」の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウの結集を目的とする県の事業に応募、平成20年度より開始
- ・多くの市町村合併を経た県の認識・・・公民館は 地域の教育力再生に向けて 自立した地域づくりに向けて 今こそ力を発揮すべき
- ・「農ギャル」大集合！ 農村暮らしに注目する若い女性たちに向け、自然・環境・農業など農村・来待地区の豊かさを知ってもらう体験交流を実施。サツマイモ栽培クラブ、炭焼きクラブ、お祭り体験ツアーなど
- ・「楽しい農村のお嫁さんシリーズ」を開催、若者へPR

外部人材との交流  
定住化も目指す



(来待地区公民館HPより)

# 公民館が地域の振興を担う事例

～ 福井県越前市白山公民館 ～

## 地域自治振興会の拠点

- ・白山地区は、少子高齢化と人口減少が加速。農業者の高齢化、後継者不足のため、耕作放棄地が増加。地域の基幹産業が衰退
- ・地域の活性化のため振興会や市民の会が発足、公民館を拠点に活動
- ・2006年より、市民の会を中心に「コウノトリが舞う里づくり」をスタート
- ・2011年には、市の産業観光部農政課が「コウノトリが舞う里づくり構想」を策定。協議会委員として市民の会メンバーが参画、協議会の場として公民館を利用

行政と市民会が  
タッグを組んで「地  
域振興」



(越前市HP、しらやま振興会HP、水辺と生き物を守る農家と市民の会HPより)

# 公民館が住民のネットワークづくりを担う事例

～東京都杉並区社会教育センター(セシオン杉並内)～

## 相互学習の場「すぎなみ大人塾」

・新しい地域づくりに向けた発想と活力を育む場として「昼コース:緑を育み支え合う地域づくり」「夜コース:協働の関係構築力や発信力の向上」を開催。

・夜コースの参加者(平成21年度)

|    | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性 | 0   | 4   | 3   | 6   | 3   |
| 女性 | 5   | 10  | 3   | 7   | 0   |

仲間づくり  
大人のたまり場  
「杉並」を知る 地域での実践  
討議

・「自分たちで自分のまちをつくる」意識と活力が生まれ、「教育立区:学校区をもとにした地域づくり」へ



(杉並区教育委員会HP、平成21年度すぎなみ大人塾夜コース「社会をつくる大人の学びと27人の提案集」より)

## 住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組

### 専修大学「KSソーシャル・ビジネス・アカデミー」

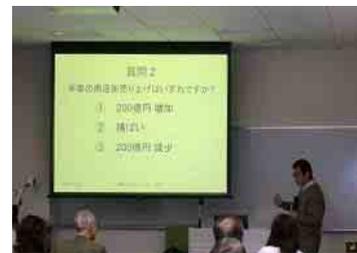
現役社会人、退職者や子育て中や子育てを終えた主婦などの市民を対象に、地域や街の身近な問題を解決し都市力を向上する「**ソーシャル・ビジネス**」に必要なプログラムを、**専修大学と川崎市が連携し、社会人向けに編成・実施。**

初めてソーシャル・ビジネスに取り組む人から自ら起業しようとする人までを視野に、事例研究・体験実習を豊富に取り入れたものとし、各過程ごとに**系統的に、初歩から応用・実践まで学べる仕組みを構築。**

#### <プログラム概要>

##### 導入課程「ソーシャル・ビジネスの概論、川崎市の概要を学ぶ」

ソーシャル・ビジネスの意義と経済的な役割、その仕組みについて、川崎市内などの幅広い事例を踏まえつつ学びます。また、ソーシャル・ビジネスに参加することの意義や、自身のキャリアを活かして活躍するための心構えなどを学びます。



##### 共通課程「ソーシャル・ビジネスの起業・成長の段階に必要なビジネス・スキルを学ぶ」

新たにソーシャル・ビジネスの起業を目指す人に対して、起業にあたって必要な事業計画書の作成、資金・会計、組織体制などのノウハウを学ぶとともに、現場視察を通じソーシャル・ビジネスの実情を把握します。また、ソーシャル・ビジネスの成長において必要となる経営ノウハウを、人材開発、資金管理、マーケティング、組織マネジメント、プロジェクトマネジメントなどに関して集中的に学びます。

##### 応用課程「ソーシャル・ビジネスの本質と核(様々な領域、多様な形態など)を学ぶ」

ソーシャル・ビジネスの取組事例や、企業が社会貢献に取り組んでいる実態を、それぞれレクチャー講義の形で学びます。また、導入、共通、応用課程で学んだことに対するグループ指導を行い、講義全般に関する質問や疑問を解決します。

##### 実践課程「自らのソーシャル・ビジネスを構想する」

ソーシャル・ビジネスを実践・体験します。川崎市など地域課題に取り組んでいるNPOや一般企業などとの連携により、体験実習します。担当講師の指導の下、現場でのワークショップを通じて、最終的にソーシャル・ビジネスへの参加または起業に円滑に結びつけられるようにします。

#### 成果

- ・修了生の同窓会組織「KSSN(KSソーシャル・ネットワーク)」を作り、HP等を通じて活発な交流を展開し、実践に結びつける活動を開始している。
- ・修了生が高齢者予防介護事業を実施する一般社団法人を設立した。

# 住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組

## 東京大学「市民後見人養成講座」

金融・住宅・医療など後見業務に関連する業界を退職した元気なシニア、介護や子育ての経験を持つ主婦を主な対象に、市民後見人養成講座を実施するとともに、市民後見NPOの立ち上げ支援を通じ修了者の後見活動を総合的に支援する取組

対象者：一般中高年、病院や金融機関関係者、患者会、等

期間：126時間(約10か月)

プログラム構成

座学 75時間(52コマ)

インターンシップ活動等 50時間分

受講者

年齢：平均60歳前後  
男女比：男4、女6

実施体制

大学教員、実務家  
(司法書士、弁護士  
NPO法人等)、  
市民、事務局、  
運営サポーター等

受講後の状況

履修証明書を発行  
(既に家庭裁判所より  
後見人として数件  
選任され始めている  
状況)



成果

平成20年度以降、全国30の都道府県から2000人を超える受講があり、1520名に対し履修証明書を発行。東京以外でも、山形県、福井県、北海道にて地元の行政や大学の協力を得て市民後見人養成講座を開催。修了生が主体となり立ち上げた市民後見NPO法人も50法人を超え、各地域において成年後見の啓発、相談受付、利用支援、受任活動を行っている。老人福祉法32条の2に基づき、市民後見人の養成や後見実施機関の受託を自治体から受けるNPO法人も複数ある。



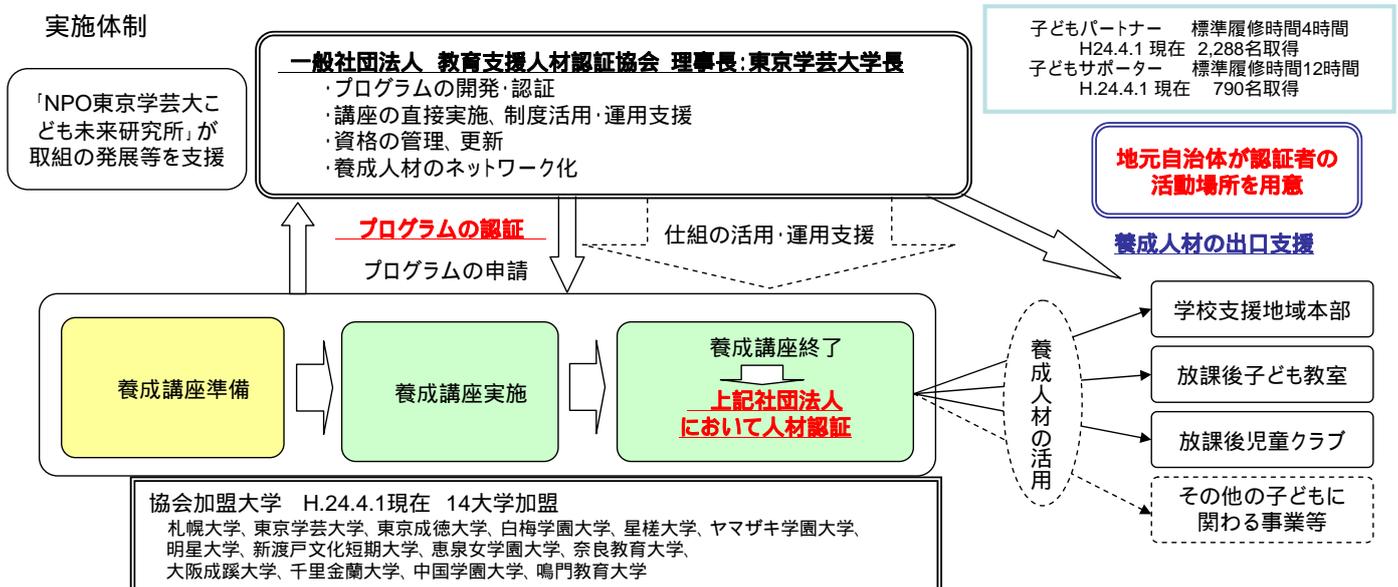
[http://www.shimin-kouken.jp/activity/pdf/announce\\_outline.pdf](http://www.shimin-kouken.jp/activity/pdf/announce_outline.pdf)

## 認証制度の例

### (社)教育支援人材認証協会 「教育支援人材認証制度」

大学に設置した一般社団法人が中心となり、地域で子どもの教育活動を担う住民の活動を支援するため、一定の受講経験や活動経験を評価・認証する、「教育支援人材認証制度」を構築。認証者の活動現場は、地元自治体が用意するなど、地域と連携を図りつつ運用。

実施体制



期待される効果の一例

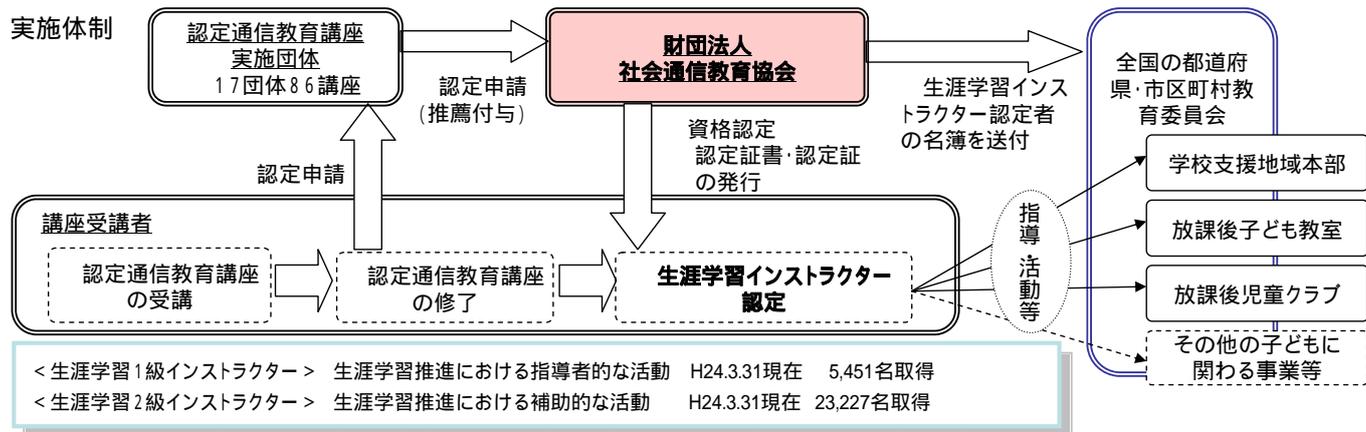
大学の「知」を還元して地域と生涯学習に貢献 (市民にも講座を実施することで、各地域で学びを通じ子どものサポートに協力できる人材を育成)  
大学と地域との連携事業の拡大 (子どもをサポートする事業を協働して実施でき、その際にサポーターの協力も得られやすい)  
学部教育、キャリア教育の一環として有効 (学生が認証取得後にボランティアとして活動)



# 認証制度の例

## (財)社会通信教育協会「生涯学習インストラクター」

文部科学省認定社会通信教育講座等の修了者の学習成果を積極的に評価認定し、全国各地の地域における多様な生涯学習活動を推進・指導する人材の養成を図る。



## その他の認証制度(例)

| 制度名             | 実施機関 | 制度の概要  |
|-----------------|------|--|
| 地域学習支援士         | 法政大学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人々の生涯学習や社会参加、若年層に対する取組、文化創造やコミュニティ形成など、地域での人々の学びと成長を支援する力を実践的に身に付けたことを認定する制度であり、平成24年度から実施。</li> <li>同大学キャリアデザイン学部における独自の認定資格であり、同学部在学生のうち、指定する科目30単位を修了した者に対し、資格を認定。</li> </ul>    |
| 地域づくりコーディネーター資格 | 松本大学 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会のリーダーになりうる人材の育成を目標とした資格であり、平成21年度より実施。平成24年4月現在、第一期終了生のうち計4人が資格取得。</li> <li>同大学の全学生を対象としており、指定する科目から20単位を取得するとともに、各分野で活躍する市民サポーター等による特別講座を12回受講し、認定基準を満たすことにより取得が可能。</li> </ul> |